

1 | 木材・製材および木材製品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年9月29日、1962年通商拡大法232条に基づき、**木材・製材および木材製品に対し追加関税を課す**大統領布告を発表。課税対象は木材・製材、カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品、キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品。**なお、日本に対する関税率はMFN税率を含めて15%を上限とする。**
- 追加関税は**10月14日に発動**。また、木材製品の輸入による国家安全保障への脅威への対処で米国と合意した国を除き、一部品目は2027年1月1日に関税率を引き上げ予定（注）。

	対象品目				
	木材・製材	カウチ、ソファ、椅子などの 布張りの木材製品		キッチンキャビネット、 洗面化粧台および同部品	
発動日	10月14日	10月14日	2027年 1月1日（注）	10月14日	2027年 1月1日（注）
追加関税率	10%	25%	30%	25%	50%
	英国は10%、EU、日本、台湾は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする。				
HTSコード	4403.11.00、4403.21.01、 4403.22.01、4403.23.01、 4403.24.01、4403.25.01、 4403.26.01、4403.99.01、 4406.11.00、4406.91.00、 4407.11.00、4407.12.00、 4407.13.00、4407.14.00、 4407.19.00	9401.61.4011、 9401.61.4031、 9401.61.6011、 9401.61.6031		9403.40.9060、 9403.60.8093、 9403.91.0080 （注）キッチンキャビネット、洗面化粧台およ び同部品に該当しない品目は対象外。	

(注) 当初は2026年1月1日より関税率が引き上げられる予定だったが、2025年12月31日に発表された大統領布告により、引き上げ時期が1年間延期された。
(出所) 米国政府公開資料（2026年7月27日時点）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

2 | 一部の半導体への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年1月14日、1962年通商拡大法232条に基づき、一部の半導体に対して100%の追加関税を課す大統領布告を発表。
- 米国内のデータセンター、公共セクターやスタートアップ企業による使用、修理・交換、研究開発用途、非データセンター向け民生用途を目的とする場合は関税の対象外。

発表の概要	
発動日時	2026年1月15日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	25%
対象品目	半導体 ただし、下記の仕様に該当する場合のみ（注1） 1. 総処理性能（TPP）が14,000超17,500未満、かつ総DRAM帯域幅が4,500GB/秒超5,000GB/秒未満 2. TPPが20,800超21,100未満、かつ総DRAM帯域幅が5,800GB/秒超6,200GB/秒未満
HTSコード	8471.50、8471.80、8473.30

対象外となる使用用途

いずれも米国内の	
100メガワット超必要とするAI推論・学習・シミュレーションまたは合成データ生成のためのデータセンターでの使用 - 修理・交換用途 - 研究開発用途（注2）	- ロボティクスや産業機械を含む非データセンター向け民生用途 - ゲーム、コンピュータ、プロフェッショナルビジュアライゼーション、ワークステーション、自動車を含む非データセンター向け民生電子機器用途 - スタートアップ企業（注3）、公共セクターによる使用

対象品目が複数の関税の対象になる場合

追加関税の対象となる半導体が他の232条関税（自動車・同部品、中・大型トラック、同部品、鉄鋼・アルミ・銅、木材・製材および木材製品関税）の対象となっている場合、半導体への追加関税が優先され、それ以外の232条関税は課さない。

（注1） TPPおよびDRAMの詳細な定義は、附属書参照。（注2） 定義は附属書参照。
（注3） 定義は、合衆国法律集第15編第77条b項a号(19)に基づく。（出所）米国政府公開資料（2026年7月27日時点）

3 | 医薬品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年4月2日、1962年通商拡大法232条に基づき、一部を除き、**特許医薬品などに対し**
て100%の追加関税を課す大統領布告を発表。

	概要			
対象品目	付属書Ⅰに記載の特許医薬品および関連する医薬品原料			
HTS コード	2918.99.3000	2921.49.3800	2921.49.4300	2922.19.0900
	2922.29.2700	2922.49.2600	2922.50.1400	2922.50.2500
	2924.29.6250	2925.29.2000	2928.00.3000	2930.90.9235
	2931.90.2200	2932.20.2000	2933.19.3500	2933.19.4500
	2933.29.2000	2933.29.4500	2933.39.4100	2933.49.2600
	2933.59.2100	2933.59.3600	2933.59.4600	2933.59.5300
	2933.59.5900	2933.79.0800	2933.79.8500	2933.99.4600
	2933.99.5300	2933.99.5590	2933.99.6100	2933.99.6500
	2933.99.7000	2933.99.7500	2933.99.9000	2934.30.2300
	2934.30.2700	2934.99.3000	2934.99.4700	2935.90.4800
	2935.90.6000	2937.11.0000	2937.12.0000	2937.19.0000
	2937.22.0000	2937.23.1010	2937.23.1050	2937.23.5010
	2937.23.5020	2937.23.5050	2937.29.9040	2937.29.9050
	2937.29.9055	2937.50.0000	2937.90.4500	2937.90.9000
	2938.90.0000	2939.11.0000	2939.19.2000	2939.19.5000
	2941.10.5000	2941.90.1050	2941.90.3000	2941.90.5000
	2942.00.0500	3002.12.0040	3002.13.0010	3002.13.0090
	3002.14.0010	3002.14.0090	3002.15.0011	3002.15.0091
	3002.41.0000	3002.42.0000	3002.49.0050	3002.51.0000
	3002.59.0000	3002.90.1000	3002.90.5220	3002.90.5250
	3003.20.0000	3003.31.0000	3003.39.1000	3003.39.5000
	3003.49.0000	3003.90.0120	3003.90.0140	3003.90.0180
	3003.90.0190	3004.10.1010	3004.10.5010	3004.20.0010
	3004.20.0083	3004.31.0000	3004.32.0060	3004.39.0010
	3004.39.0055	3004.41.0000	3004.49.0005	3004.49.0010
	3004.49.0020	3004.49.0030	3004.49.0040	3004.49.0050
	3004.49.0060	3004.49.0070	3004.50.5005	3004.90.1000
	3004.90.9201	3004.90.9206	3004.90.9208	3004.90.9210
	3004.90.9211	3004.90.9215	3004.90.9216	3004.90.9225
	3004.90.9236	3004.90.9243	3004.90.9246	3004.90.9249
	3004.90.9251	3004.90.9252	3004.90.9253	3004.90.9260
	3004.90.9263	3004.90.9267	3004.90.9268	3004.90.9270
	3004.90.9271	3004.90.9273	3004.90.9276	
対象企業	①付属書Ⅲに記載の企業	②付属書Ⅲに記載のない企業	③商務長官が承認した米国内での工場建設計画を有する企業	
発動日	7月31日	9月29日	7月31日(①の企業)/9月29日(②の企業) ※2030年4月1日まで	2030年4月2日
追加 関税率	(一般関税率と合計して) 100%		(同左) 20%	(同左) 100%
	英国は10%、日本、EU、韓国、スイス、リヒテンシュタインは一般関税率(MFN税率)と合わせて15%を上限。			

4 | 医薬品への追加関税措置を決定

- 米国原産の医薬品や希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料、ジェネリック医薬品および関連原料は**関税の対象外**。また、付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を提携している企業の医薬品および関連する医薬品原料も、2029年1月20日まで**関税の対象外**。

対象外となる品目

- 米国原産の医薬品
- 希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料など
- 付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を締結済みおよび商務省と国内生産回帰協定を締結済または交渉中の企業が製造した医薬品および関連する医薬品原料
※ただし、2029年1月20日まで
- ジェネリック医薬品および関連原料
※商務長官は本布告の日付から1年以内に、ジェネリック医薬品および関連原料の輸入を制限するための措置が必要かどうかを大統領に報告しなければならない。

その他の注意事項

- 対象品目が複数の関税率の対象になる場合、最も低い税率を適用する。
- 関税の払い戻しは適用可能。